

平成23年度

# 監査実施結果報告書

平成24年5月

杉並区監査委員

# 目 次

<b>1 平成23年度 監査の概要</b>	
1 定期監査	1
2 工事監査	1
3 財政援助団体等監査	1
4 行政監査	1
5 住民監査請求による監査	1
6 決算等審査	2
7 健全化判断比率審査	2
8 例月出納検査	2
<b>2 定期監査</b>	
1 実施期間	3
2 重点事項	3
3 方法	3
4 対象	3
5 結果	3
<b>3 工事監査</b>	
1 実施期間	8
2 方法	8
3 対象	8
4 結果	9
<b>4 財産援助団体等監査</b>	
1 実施期間	10
2 方法	10
3 対象	10
4 結果	10
<b>5 行政監査</b>	
1 テーマ選定の趣旨	14
2 実施期間	14
3 方法	14

4	対象部局	14
5	結果	14
6	住民監査請求による監査	17
	平成23年度 杉並区監査方針	18
	平成23年度監査に関与した監査委員	21

## 1 平成23年度 監査の概要

監査委員は、多様な課題に直面する行財政運営のチェック機能としての役割を果たすため、区の事務事業について合规性、経済性、効率性、有効性などの観点から、事務事業の執行等が適正かつ効率的・効果的に実施されているかなどを監査しています。

平成23年度杉並区監査方針（18頁参照）に基づき、以下の監査・審査・検査を実施しました。

### 1 定期監査（地方自治法（以下「自治法」という。）199条1項及び4項）

区において執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施しました。

対象：庁内各課及び庁外65施設

結果：指摘事項が5項目6件、注意事項が12項目40件、要望事項が1項目1件ありました。

### 2 工事監査（自治法199条1項及び5項）

区において執行された工事を対象に、随時監査として実施しました。

対象：建築工事4件、土木工事1件

結果：全体として適正であると認められましたが、要望事項が2項目2件ありました。

### 3 財政援助団体等監査（自治法199条7項）

区が補助金等を交付した団体、出資している団体、区立施設の指定管理者を対象に、補助金の使途、事業運営状況等を監査しました。

対象：補助金等交付団体67団体、出資団体6団体、指定管理者3団体

結果：注意事項が1項目1件、要望事項が1項目1件ありました。

### 4 行政監査（自治法199条2項）

区の事務事業の中から、テーマを選定して監査しました。

テーマ：民間委託業務等に関するモニタリングについて

結果：基本的に意義のある取組であると評価できるが、検討を要する課題等が見受けられたので、今後、より分かりやすく、実効性の高いシステムとして改善するよう11項目の意見・要望を述べました。

### 5 住民監査請求による監査（自治法242条）

区長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の取得又は管理等が違法又は不当であるとして提出された住民監査請求について、監査しました。

請求：2件

結果：請求人の主張に理由がないので1件は棄却し、自治法242条1項に定める要件を欠いているので1件は却下しました。

**6 決算等審査**（自治法233条2項及び241条5項）

区長から付託された一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況について、審査しました。

対象：決算5件、基金3件

結果：計数に誤りはなく、予算執行、財産管理及び運用基金の管理は全体として適正であると認められました。決算審査意見書には、決算審査の結果を概括した総合的判断及び今後の区政運営について9項目の意見・要望を付しました。

**7 健全化判断比率審査**（地方公共団体の財政の健全化に関する法律3条1項）

区長から付託された健全化判断比率等について、審査しました。

対象：健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式

結果：適正に算定され、計数に誤りはなく、財政が健全であることが認められました。

**8 例月出納検査**（自治法235条の2第1項）

区の現金の出納について、毎月例日を定めて検査するとともに、財政収支の動向や資金の運用状況等について報告を受けました。

対象：各会計の現金及び-歳入歳出外現金

結果：各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

各監査結果における指摘事項等（下記枠内参照）については、次のような対応をしています。

指摘事項：文書により改善措置報告を受け、措置内容を公表しています。

注意事項：文書により是正又は改善状況について報告を受けています。

要望事項：必要に応じて文書により報告を受けています。

指摘事項：内容が重大であると判断したもの

注意事項：指摘事項に比較し軽易なもの

要望事項：その趣旨を今後の事務事業等に活かすよう求めるもの

定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、住民監査請求による監査のあらまは、以下のとおりです。（なお、監査結果等は要約しています。）

## 2 定期監査

### 1 実施期間

平成23年4月から平成24年3月まで

### 2 重点事項

監査を効果的に実施するために、次の重点事項を設けました。

- (1) 契約事務(随意契約)について
- (2) 超過勤務手当及び旅費の執行について
- (3) 収納事務について
- (4) 職員の勤怠管理について

### 3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長の説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。また、庁外施設については、施設の管理状況等の実地監査を行いました。

### 4 対象

庁内全部局及び施設規模などにより選定した下記の庁外65施設を対象にしました。

- (1) 区民生活部(8施設)  
消費者センター、区民(駅前)事務所(3所)、地域活動係(2所)、和田堀会館、宿泊施設「富士学園」
- (2) 保健福祉部(30施設)  
児童青少年センター、杉並福祉事務所高井戸事務所、保健センター(3所)、こども発達センター、すぎのき生活園、ゆうゆう館(4館)、保育園(8園)、保育室(2所)、子供園(1園)、児童館(8館)、
- (3) 都市整備部(2施設)  
杉並土木事務所、公園管理事務所(1所)
- (4) 環境清掃部(2施設)  
杉並清掃事務所方南支所、杉並清掃事業所
- (5) 教育委員会(23施設)  
郷土博物館、地域図書館(2館)、小学校(10校)、中学校(6校)、済美養護学校、教職員研修所(秋川荘)、体育施設(2所)

### 5 結果

指摘事項が5項目6件、注意事項が12項目40件、要望事項が1項目1件あり、改善を求めました。

## (1) 指摘事項

### ア 契約の履行の確保・確認を怠り履行される前に支払が行われていたもの

契約は、契約書又は請書により内容を確定し、業務を履行期限内に完了させ、完了届を受け履行状況を確認し、その上で請求に基づき契約金額を支出することとされている。しかしながら、教職員研修所秋川荘の女子浴槽の濾過機修理において、業務が履行されていないにもかかわらず請求に基づき支払を行っていた。また、修理が行われたのは、履行期限の約1か月後であった。

( 済美教育センター )

### イ 契約の履行確認が適正に行われていなかったもの

契約事務規則及び検査事務取扱要綱によると、契約書及び仕様書などの契約関係書類に基づき、契約の履行を確認しなければならないとされている。しかしながら、80円切手600枚の購入契約において、納品された郵券が500枚であったにもかかわらず、履行確認を怠り、請求に基づき郵券600枚分の支払を行っていた。

( 介護保険課 )

### ウ 契約の内容確認及び履行確認が適正に行われていなかったもの

契約事務規則及び契約事務の手引き等によると、請書又は契約書等は内容を確認し、契約書及び仕様書などに基づき契約の履行を確認しなければならないとされている。しかしながら、十円切手100枚の発注において、業者が切手の種別を誤り百円切手と誤記載した請書を提出したにもかかわらず内容の確認を怠り、また、納入は発注どおり十円切手100枚であったが、請書との照合確認を怠ったため、請求に基づき百円切手100枚分の支払を行っていた。

( 宮前中学校 )

### エ 定期発行され、納入されている雑誌を、後日、請書で契約していたもの

契約事務の手引き等によれば、定期的に発行される新聞・雑誌等の購入は、定期購読開始前に契約し、契約書を作成し、定期的に支払いをすることとなっている。しかしながら、毎月発行されている雑誌がその都度納入されているにもかかわらず、契約書を作成せず、後日、請書によりまとめて処理していた。

( 営繕課、子供園担当 )

### オ 議会の議決に付さずに契約を締結していたもの

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例によると、予定価格4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れは議会の議決に付さなければならないとされている。しかしながら、他区の事案の報道を受け改めて調査したところ、契約金額が60,494,490円の図書の購入が、議会の議決に付されないまま契約が締結されていたことが確認された。

( 庶務課 )

## (2) 注意事項

< 予算の執行状況について >

### ア 業務履行後に請書による契約が行われていたもの

契約は、契約書又は請書により内容を確定したうえで、受託者が業務に着手し、履行期限内に完了することとされている。しかしながら、下高井戸子供園プールフェンスの修理及び成田西幼稚園空調機修理においては、修理を行った後に請書を作成していた。(子供園担当)

### イ 契約書の書式に、必要な事項がもれていたもの

契約事務規則によれば、契約書には契約金額、検査、遅延違約金等の事項を記載しなければならないこととされている。しかしながら、教育委員会事務局が定めている学校長契約の契約書の書式の一部に、契約金額、検査、遅延違約金等の事項がもれており、契約書として不適切であった。(庶務課)

### ウ 定められた期間内に交付申請手続が行われていなかったもの

区立中学校生徒の運動競技大会及び文化・芸能大会参加経費支給要綱によると、参加経費の交付を受けようとする中学校の校長は、交付申請書を原則として大会開催の10日前までに教育委員会に提出しなければならないとされ、教育委員会は速やかに審査することとされている。しかしながら、大会終了後相当の期間を経てから数多くの申請書が提出されていた。(教育改革推進課)

### エ 政務調査費収支報告書に不備等があるもの

政務調査費収支報告書に添付された出納簿(写)及び領収書等を試査した結果、一部において、計算が誤っているもの、必要事項の記載もれなどがあつた。議会においては使途基準等の見直しに取り組み、区議会事務局においては、適正な運用に努められているとのことであるが、引き続き各議員・会派に適正な執行を促すとともに、書類の点検を確実に行われたい。(区議会事務局)

### オ 移動時間を含めて超過勤務手当を請求していたもの

「職員の給与に関する条例及び同条例施行規則の解釈及び運用方針」によると、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務した場合、その勤務した時間につき超過勤務手当を支給するとしている。この場合、移動時間については、原則として超過勤務手当の対象とはならない。しかしながら、超過勤務命令簿に移動時間の記載もれや誤記載があつたために、移動時間を含めて超過勤務手当が複数請求されていた。

(職員課、営繕課、防災課、保健福祉部管理課、すぎのき生活園、子育て支援課、保育課、福祉事務所高井戸事務所、交通対策課、環境都市推進課、教育改革推進課、学務課、社会教育スポーツ課)

カ 仮眠のための休憩時間を含めて超過勤務手当を請求していたもの

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例によると、休憩時間は勤務時間から除かれるとされている。しかしながら、宿泊行事に伴う勤務時間中の仮眠のための休憩時間について、超過勤務命令簿の備考欄には仮眠時間を記載したが、休憩時間欄に入力しなかったために、仮眠のための休憩時間を含めて超過勤務手当が複数請求されていた。  
(下井草児童館)

キ 旅費の支給に誤りがあったもの

「職員の旅費に関する条例の運用方針等について」によると、旅行者が住居から直接用務地へ旅行する場合又は用務地から直接帰宅する場合で、その旅行経路の全部又は一部が通勤経路と重複するときは、原則としてその重複する部分の交通費は支給しないものとされている。しかしながら、バスを利用した旅行経路が通勤経路と重複するにもかかわらず、その重複する旅行経路の交通費を複数支給していた。  
(和泉保健センター、交通対策課、西荻図書館)

<現金及び物品の出納保管状況について>

ク 薬品の管理が適正に行われていなかったもの

区立学校安全対策の手引きによると、毒物劇物薬品については、毒物劇物危害防止管理規定、毒物劇物管理簿等を作成し、毒物劇物管理簿には受入れ、使用及び廃棄の都度記入し、管理することとされている。しかしながら、塩酸、アンモニア水を購入したにもかかわらず、毒物劇物管理簿に記載していなかった。  
(久我山小学校)

<土地及び建物の保管について>

ケ 適切な安全対策がとられていなかったもの

通路脇に簡単に立入りが可能な薬品浄化槽が設置されており、この浄化槽を覆っている鉄蓋はさびて人が乗ると大きくたわみ危険を感じる状態である。

20年位前から使用しておらず、今後も使用しないとのことでもあるので、撤去、埋め戻しなど安全対策を適切に講じられたい。  
(和泉保健センター)

<勤怠管理について>

コ 6時間を超える勤務に、適切な休憩時間を取っていないもの

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例によると、「勤務時間が6時間を超える場合は1時間(中略)の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない」としている。しかしながら、週休日の半日振替勤務と超過勤務を合わせた勤務時間が6時間を超えているにもかかわらず、適切な休憩時間を取っていない事例、休憩時間の入力のもれている事例が複数あった。

(企画課、情報システム課、総務課、産業振興課、こども発達センター、すぎのき生活園、保育課、和泉保健センター、交通対策課、みどり公園課、杉並土

木事務所、教育改革推進課、学務課、社会教育スポーツ課)

サ 一昼夜にわたる勤務時間中に、適切な休憩時間を取っていないもの

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例によると、「勤務時間が6時間を超える場合は1時間、継続して一昼夜にわたる場合は1時間30分の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。」とされている。しかしながら、宿泊行事に伴い勤務時間が一昼夜にわたるにもかかわらず、休憩時間の取得が1時間30分に満たない事例が複数あった。(高円寺中央児童館)

また、主管課においては、各児童館に対し、勤務時間に応じた適切な休憩時間が取得されるよう指導されたい。(児童青少年課)

シ 庶務事務システムによる出勤記録の整理が適切に行われていなかったもの

職員出勤記録及び出勤簿整理規程によると、出勤記録の整理について、「整理保管者は、毎日出勤時限後、出勤記録を確認し、出勤等の状況に関する事実と異なるときは、速やかに庶務事務システムに所要事項を入力することにより修正しなければならない。」とされている。しかしながら、庶務事務システムの出勤状況確認画面において、打刻なし、届出なし等のエラーが未修正のままとなっている事例が数多くあった。(天沼保育園)

(3) 要望事項

・ 緑地の管理について

敷地の一部を緑地として区民に開放し、管理等は清掃事務所方南支所が行っている。東京都との協議を要するなどの制約はあるものの、より適切な管理を行っていくために区の公園とすることを検討されたい。(方南支所)

### 3

## 工事監査

### 1 実施期間

平成23年7月から平成24年4月まで

### 2 方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長の説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工状況等を現地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する「技術士」の団体（公益社団法人日本技術士会及び特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム）に工事技術調査を委託し、その調査報告を監査の参考としました。

### 3 対象

平成23年度に着手した工事及び平成23年度以降に竣工となる工事で、契約金額1億5千万円以上の工事又は契約金額1億5千万円未満の重要性、話題性のある工事から選定した次の5工事を対象にしました。

#### (1) 杉並第二小学校外1校普通教室空調機設置工事（ゼロ区債工事）（竣工監査）

対象課：経理課、営繕課、施設整備担当、学校適正配置担当

工期：平成23年3月31日から平成23年7月11日まで

契約金額：83,475,000円

主な工事：空調機設置工事、換気設備工事、自動制御設備工事、FF暖房機撤去工事、ガス設備工事、電気設備工事、建築工事

#### (2) (仮称)高円寺北一丁目公園造成工事（竣工監査）

対象課：経理課、みどり公園課

工期：平成23年4月1日から平成23年9月22日まで

契約金額：53,340,000円

主な工種：透水性脱色アスファルト舗装工、低中高木植栽工、張芝工、ベンチ設置工、健康遊具設置工、複合遊具工、メッシュフェンス工、照明灯工、パーゴラ工、便所工

#### (3) 高円寺北子供園内装改修その他工事（竣工監査）

対象課：経理課、営繕課、施設整備担当、子供園担当

工期：平成23年6月13日から平成23年10月14日まで

契約金額：75,600,000円

主な工事：コモンスペースその他内装改修工事、外構改修工事、照明改修工事等電気設備工事、給排水衛生設備改修等機械設備工事

(4) 杉並区立高井戸地域区民センター外3施設耐震補強及び改修建築工事等(中間監査)

対象課：経理課、営繕課、施設整備担当、センター改修調整担当、高齢者施策課、保育課、社会教育スポーツ課

工期：平成23年3月15日から平成24年4月27日まで

契約金額：2,298,975,000円

構造規模：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造

敷地面積 10,773.57 m<sup>2</sup>(市民センターブロック)

建築面積 3,441.96 m<sup>2</sup>

延床面積 9,076.39 m<sup>2</sup>

(5) 杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修建築工事等(中間監査)

対象課：経理課、営繕課、施設整備担当課、学校適正配置担当

工期：平成23年6月30日から平成24年11月30日まで

契約金額：1,029,241,500円

構造規模：鉄筋コンクリート造 地上3階建て(屋内運動場棟)

鉄筋コンクリート造 地上4階建て(既存校舎)

敷地面積 11,060.43 m<sup>2</sup>

建築面積 3,299.95 m<sup>2</sup>

延床面積 6,151.81 m<sup>2</sup>

#### 4 結果

全体としては適正であると認められましたが、工事監理について2項目2件の要望を行い改善を求めました。

・ 要望事項

ア 施工計画書について

施工計画書は、工事の進捗に伴い、より安全で合理的な方向に修正していくべき書類であるので、工事の進捗に伴う管理上の変更協議等における修正事項・承認事項を時系列に綴じ込むなど証拠を残す編集方法をとられたい。

( (仮称) 高円寺北一丁目公園造成工事 )

イ 工程表の承認行為について

工程表には、現場代理人の印鑑形状のものが印字されているが、現場代理人、工事監理者による押印又はサインはされていない。現場代理人、工事監理者により工程表が確認、承認されたことが記録として残るように押印又はサインする方式とされたい。

( 杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修建築工事等 )

## 4

# 財政援助団体等監査

### 1 実施期間

平成23年6月3日から平成24年3月28日まで

### 2 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長の説明聴取、質疑応答及び調査を行うとともに、6団体については実地監査しました。

### 3 対象

別表（12ページ参照）の団体を対象にしました。

#### （1）補助金等交付団体(67団体)

ア 平成22年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体（43団体）

イ 平成22年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く）のうち、おおむね4分の1の団体（18団体）

ウ 監査委員が指定する団体

過去の監査実施状況、区政の課題、話題性等から指定する団体（3団体）  
無作為抽出により指定する団体（3団体）

#### （2）出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を区が出資している団体）(6団体)

#### （3）公の施設の指定管理者のうち、指定する団体（3団体）

### 4 結果

注意事項が1件、要望事項が1件あり、改善を求めました。

#### （1）注意事項

- ・ 運営体制の整備等が必要と思われるもの

精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等助成要綱に基づく運営費助成は、同設置運営基準を満たす事業を実施する団体を対象としている。同基準では、通所する者おおむね5名につき1名専任の常勤職員を配置するものとされている。

しかしながら、作業所の事業計画書では、職員配置は常勤職員3名と週1回の非常勤職員1名であり、常勤の指導員一人当たりの1日平均通所者数は、22年度、23年度とも約7名となっている。

同基準の検証を行うとともに、適切な運営体制を整備するよう指導すること。

（一般社団法人クレオソーレ、障害者生活支援課）

## (2) 要望事項

- ・ 中小企業勤労者の福祉の向上に努められたいもの

財団法人杉並区勤労者福祉協会は、会員の減少、経常収支の赤字、勤労者を取巻く環境やニーズの変化を踏まえ、事業を区に引き継ぎ、平成23年度末をもって解散することを決定している。

区においては、事業を引継ぐにあたり、勤労者福祉事業のあり方を検証し必要な見直しを図るなど、収支バランスのとれた適切な運営に努められたい。

(財団法人杉並区勤労者福祉協会、産業振興課)

### 別表 監査実施団体( は実地監査を実施)

#### (1) 補助金等交付団体(67団体)

	交 付 団 体	交 付 対 象
1	防災市民組織連絡協議会	
2	成三町会	町会・自治会(コミュニティー事業助成)
3	西荻南中央通り銀盛会	元気を出せ商店街事業(イベント)補助対象商店会
4	方南銀座商店街振興組合(カード事業)	魅力ある商店街づくり事業補助対象商店会
5	東京商工会議所杉並支部	
6	富士見丘商店会(P R経費)	商品券取扱商店街(プレミアム付商品券事業助成)
7	荻窪寿通り商店会	商店街装飾灯建設等助成対象商店会
8	高円寺庚申通り商店街振興組合	
9	特定非営利活動法人ももの会	杉並区商店街空き店舗活用事業の対象事業所
10	杉並区エコファーマー施設栽培研究会	東京都都市農業経営パワーアップ事業費補助金に基づく事業者
11	社会福祉法人東京都知的障害者育成会(すぎなみの里)	障害者入所・通所施設整備法人
12	社会福祉法人済美会	
13	社会福祉法人いたるセンター(阿佐谷生活園)	
14	特定非営利活動法人むく(魔法陣)	障害者自立支援法移行支援(事業費・施設借上費等)
15	特定非営利活動法人杉並いずみ(杉並いずみ第一・第二)	
16	社会福祉法人同愛会(あすなる作業所)	
17	特定非営利活動法人杉並福助会(地球儀)	精神障害者共同作業所(事業費、交通費)
18	一般社団法人クレオソーレ(すぎなみ151)	
19	特定非営利活動法人かいとー(かいとー)	心身障害者(児)通所訓練・通所授産事業実施団体
20	社会福祉法人視覚障害者支援総合センター(チャレンジ)	
21	特定非営利活動法人ゆずりはコミュニケーションズ(パソコン工房ゆずりは)	
22	社会福祉法人いたるセンター(あけぼの作業所)	民営化した重度身体障害者施設、重度知的障害者施設、障害者通所施設(運営費助成)

	交 付 団 体	交 付 対 象
23	社会福祉法人真松之会（和田堀ホーム）	特別養護老人ホーム等を建設・運営する社会福祉法人に対する建設費助成及び社会福祉医療機構借入金償還費助成
24	医療法人財団河北総合病院（シーダウォーク）	介護老人保健施設建設助成
25	株式会社日本ケアリンク（せらび杉並）	認知症高齢者グループホーム建設助成
		高齢者施設整備に伴う埋蔵文化財発掘調査等経費
		短期入所生活介護等施設を建設・運営する民間事業者等に対する建設費助成
		小規模多機能型居宅介護施設を建設・運営する民間事業者等に対する建設費助成
26	株式会社ジャパンケアサービス（グループホーム遊宴堀ノ内）	認知症高齢者グループホーム建設助成
		高齢者施設整備に伴う埋蔵文化財発掘調査等経費
		認知症対応型通所介護施設を建設・運営する民間事業者等に対する建設費助成
27	有限会社グループポエンテ（グループポエンテ井荻）	認知症高齢者グループホーム建設助成
28	株式会社エイジングケアサポート（グループホーム豊生）	
29	株式会社マザアス（だんらん杉並松庵）	
30	社会福祉法人鶴足津福祉会（（仮称）西荻北一丁目高齢者ショートステイ施設）	短期入所生活介護等施設を建設・運営する民間事業者等に対する建設費助成
31	特定非営利活動法人友愛ヘルプ	地域福祉活動の推進に対する助成
32	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（サンライズ武蔵野）	民間母子生活支援施設運営事業者
33	社会福祉法人けいわ会（杉並の家保育園浜田山第二分園）	私立保育園設置者（分園開設準備経費）
34	社会福祉法人けいわ会（杉並の家保育園）	私立保育園設置者（耐震化等に伴う増改築費用助成）
35	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（むさしの保育園）	
36	すぎなみ保育ぐるーぷ（ひととき保育馬橋）	ひととき保育・つどいの広場運営事業者等（運営助成）
37	マリア保育園	認証保育所設置者
38	株式会社日本保育サービス（キッズプラザアスク永福園）	
39	こぶし保育室	
40	株式会社サクセスアカデミー（にじいる保育園サクセス杉並）	
41	株式会社ポピンズコーポレーション（ポピンズナーサリー阿佐ヶ谷）	
42	幼保育園ベビーサロン南台	
43	有限会社Mサポート（グレース保育園ソレイユ）	
44	フジキ保育室	
45	さくらんぼ保育室	
46	株式会社ポピンズコーポレーション（ポピンズナーサリースクール武蔵野 Towers）	
47	有限会社アーネスト（トイボックスつつじヶ丘園）	
48	有限会社アーネスト（トイボックス狛江園）	

	交 付 団 体	交 付 対 象
49	三多摩医療生活協同組合（さくらっこ保育園）	認証保育所設置者
50	幼児活動研究会株式会社（こっこる）	
51	株式会社モード・プランニング・ジャパン（世田谷祖師谷大蔵雲母保育園）	
52	株式会社サクセスアカデミー（にじいる保育園中野）	
53	エンゼル保育室	
54	株式会社テノ・コーポレーション（ほっべるランド東高円寺）	認証保育所新規設置者（開設準備経費の補助）
55	株式会社京王子育てサポート（京王キッズプラッツ永福町）	
56	株式会社三恭産業（杉並区保育室荻窪第四）	杉並区保育室（委託型）事業者（開設準備経費助成）
57	株式会社ピノコーポレーション（杉並区保育室桃井）	
58	株式会社テノ・コーポレーション（杉並区保育室西荻窪）	
59	世尊院幼稚園	私立幼稚園長時間預り保育事業実施園
60	社団法人杉並区医師会	健康保持事業実施団体
		杉並区地域医療連携推進委員会運営助成
61	すぎなみを楽しく歩く会	まちづくり活動団体（地域の活性化及び住環境向上）
62	財団法人首都圏不燃建築公社	優良建築物等整備施行者
63	東日本旅客鉄道株式会社	J R 荻窪駅西口バリアフリー整備事業補助金
64	京王電鉄株式会社	杉並区都市交通システム整備事業補助金
65	三井不動産販売株式会社	民営自転車駐車場設置者
66	サイカパーキング株式会社	
67	杉並区学校開放連合協議会	

## （２）出資団体（６団体）

1	杉並区土地開発公社
2	財団法人杉並区勤労者福祉協会
3	一般社団法人杉並区成年後見センター
4	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
5	財団法人杉並区スポーツ振興財団
6	下井草駅整備株式会社

## （３）公の施設の指定管理者（３団体）

	指 定 管 理 者	施 設
1	社会福祉法人和光会	荻窪北保育園
2	株式会社ヴィアックス	永福図書館
		方南図書館
3	大新東ヒューマンサービス株式会社・株式会社協栄共同事業体	宮前図書館
		高井戸図書館

### 1 テーマ選定の趣旨

区は、民間事業者への業務委託、指定管理者制度の導入、NPO等との協働化を区民の信頼を確保しながら進めていくため、委託業務等の履行確認や安全管理の徹底に加え、提供されるサービスの質を評価するモニタリングの仕組みを構築し、平成20年度から実施しています。今後、業務委託等が更に進められていく中で、モニタリングの果たす役割は、ますます重要になると考えられます。

そこで、モニタリングについて、新たなサービスの質の評価の取組に主眼を置き、その実施状況などを把握し、有効性、効率性、経済性の観点から検証することとしました。

### 2 実施期間

平成23年10月28日から平成24年4月16日まで

### 3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長の説明聴取、質疑応答及び調査を行いました。

### 4 対象部局

政策経営部企画課、経理課、営繕課、各部局庶務担当課  
平成22年度にモニタリングを実施した各所管課

### 5 結果

#### (1) 基本的な評価

モニタリングは、次のように意義のある取組であると評価しました。

モニタリングの導入準備として、契約書、仕様書の記載内容の見直しが行われ、区が事業者を求める業務要求水準が明確化され、業務の管理が充実したこと。

モニタリング(サービスの質の評価)が、幅広く、主要な民間委託業務等を対象として実施され、事業者との協議を通し、サービスの安定した提供と質の維持・向上が図られていること。

委託業務等に対する職員の意識・行動に変革がみられること。

#### (2) 検討を要する課題・事項

他方、検討を要する課題等も見受けられたので、モニタリングをより分かりやすく、実効性の高いシステムとするための改善に向けて、次の意見・要望を付しました。

## ア モニタリングシステムの検証・改善について

多様な対象業務が存在する現実を踏まえ、全庁的なシステムとして必要な統一性を的確に確保しながら、柔軟で合理的なシステムに改善を図る視点が重要である。

## イ 対象業務について

対象業務の中には、履行確認(検査)を的確に行うことで、十分と思われるものが見受けられた。6つの類型等を基本としながらも、業務の内容に即し柔軟に判断できるようにすることが必要である。あわせて、履行確認(検査)についても必要な見直しを図り、効果的に活用することが望ましい。

## ウ 評価の内容・方法について

全体として、まだ、試行錯誤の段階にあると見受けられた。評価の客観性を高める工夫とともに、評価の方法については業務に即したより合理的で簡明な方法とするよう改善を図ることが望まれる。

## エ 第三者評価について

モニタリング実施後に新たに第三者評価を導入した事務事業は少ない。どのような業務について第三者評価を取り入れ、重層的な評価を実施する必要があるか、指針を定め、取り組むことが望ましい。

## オ 事業者との協議について

主要な委託業務等については、所管課長が自ら率先して出席し、適度な緊張関係の下で事業者との間で率直な意思疎通を図り、協議の実をより高める取組とする必要がある。

## カ 評価能力等の向上について

区としての管理・監督の責任を果たすために、委託業務等に対するマネジメント能力、評価能力・技術の向上を図る研修等の機会を設けるなど、目的意識的な努力が必要である。これらは契約に関する知識・技量を高める取組と合わせて実施することが効果的と思われる。

## キ 評価結果の公表について

説明責任の徹底が求められる中で、今後、各業務レベルの評価結果の公表が課題になる。公表のあり方については十分に検討し、必要性の高い業務から実施するなど適切な対応を図るよう要望する。

## ク 事業者の経営の安定性の確認について

財務状況の把握について、指定管理者業務の他にも同様に扱うべき業務がないか検討が望まれる。

## ケ 労働関係法令遵守の確認について

事業者において労働条件への適切な配慮がなされるよう引き続き留意することが求められる。平成24年度から予定されている社会保険労務士による同法令遵守に関する専門的な調査を効果的に運用し、実態把握に努めるとともに、より実効ある取組としていくことが望まれる。

## コ 推進体制について

各部の役割についてはより現実的なものとし、その主体性・自律性を活かすとともに、全体を統括する企画部門が課題を的確に把握し、解決に積極的な役割を発揮する体制とすることが必要と思われる。外部のチェック機関の再構築を含め、全庁的な推進体制を再整備することが求められる。

## サ 根拠規定の整備等について

区法規上の根拠規定の整備について検討する必要があると思われる。また、評価の内容・方法を検証し見直す際には、一元化した分かりやすいガイドラインの作成など事務マニュアルを整備することが望まれる。

## 6 住民監査請求による監査

提出された住民監査請求の概要及び監査の結果等は次のとおりです。

件名及び請求の概要	監査の結果と判断の要旨
<p>「庶務事務システムによる職員の退勤管理について」（收受日：平成23年6月20日 補正書收受日：成23年7月27日）</p> <p>区は、ICカードで退勤時に打刻するためのシステムと、退勤時ICカードで打刻しないためのシステムの両方を購入し、無駄な二重の投資をし運用保守費用を5年にわたり払い続け、区に損害を与えているので、不当に支出された金額を返還させるよう求める。</p>	<p><b>棄却</b>（通知日：平成23年9月7日）</p> <p>出退勤管理機能は、一つのパッケージシステムに汎用的な機能として備わっているものであり、「ICカードで退勤時に打刻するシステムと打刻しないシステムの二つのシステム」が存在するわけではない。また、システム運用保守業務委託費は、ICカードによる退勤管理機能の使用の有無により変わるものではない。したがって、請求人の主張には理由がない。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>庶務事務システムをより効果的に運用するために、ICカードによる退勤管理が実施されるよう取り組まれない。</p>
<p>「減税基金について」（收受日：平成23年10月12日）</p> <p>減税基金委員会に報告することなく減税基金の基本方針を変更し、新たな積立額を0円としたこと及び減税基金条例を廃止する方針を表明したことは、減税基金条例に反して違法かつ不当な行為に当たり、区民に大きな不安を与えるという損害を生ぜしめ、区や区民に大きな損害が発生するおそれがあるので、不当に支出されなかった金額の返還を求める。</p>	<p><b>却下</b>（通知日：平成23年10月28日）</p> <p>減税基金の基本方針や積立額に関する事項は、政策的判断にあたるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。また、区民に大きな不安を与えるという損害を生ぜしめ又はおそれがあるとの主張は、請求人の主観であり、具体的に公金の支出が行われていないので、区に損害が生じているとは認められない。したがって、法第242条第1項に定める要件を欠いている。</p>

# 平成23年度 杉並区監査方針

平成23年2月22日

監査委員決定

## 1 監査の基本方針

今年1月の月例経済報告で政府は、「景気は、足踏み状態にあるが、一部に持ち直しに向けた動きが見られる。ただし、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。先行きについては、当面は弱さが残るとみられるものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気が持ち直していくことが期待される。一方、海外景気の下振れ懸念や為替レートの変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」としている。

このような景気動向下ではあるが、平成23年度は10年後の杉並区のあるべき姿を見据え、今後の10年を展望した新たな基本構想・総合計画を策定する、極めて重要な年である。

区財政は、特別区民税の減収など極めて厳しい状況にあり、一般会計当初予算規模は、対前年度1.6%の減となっているものの、地域に最も身近な基礎的自治体として、住宅都市としての価値を高め、区民が健やかに、そして豊かに暮らせるまちを築いていく、「質の高い住宅都市『杉並』に向けてスタートする」予算として、福祉のセーフティネットの確保、子育て・介護・医療などの基盤の整備、質の高い教育の展開に向けての学習環境の整備、利便性・快適性の高いまちの構築に向けた都市環境基盤づくりを着実に推進するとしている。

区の財政環境は今後、より一層厳しさを増し、先行きに予断を許さない状況が予測されることから、これまで以上に財源の確保と負担の公平化に努めると共に、引き続き事業の精査・検証を行い、簡素で効率的な質の高い区政を実現することが求められている。

このような状況の中で、平成23年度の監査にあっては、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用に留意しつつ、公正かつ効果的に各種監査を実施し、多様な課題に直面する行財政運営のチェック機能としての役割を果たすことが期待されている。

監査の実施にあたっては、事務事業について、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から検証するとともに、次の事項にも留意し、監査の実効性を確保する。

- (1) 監査の効率化       を図るため、監査対象部局から関連資料の提出を求め、事務事業について説明を聴取する等、事前の調査を実施する。
- (2) 監査の実効性を確保するため、監査により指摘や注意をした事項については、措置報告を求め、改善状況について検証する。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

## 2 各監査の方針

平成23年度の監査は次の各方針により実施することとし、監査の機能をなお一層発揮するため、実施にあたって各監査の実施計画を定める。

### (1) 定期監査

平成22年度及び23年度に執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施する。監査の実施にあたっては、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業の目的の達成に向け事務執行は正確で効率的に行われているか、さらには経費に見合った効果があがっているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用にも留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、重点事項を設定する。

庁内については全部局を対象とするが、庁外の施設については財務事務執行の状況を勘案して対象を抽出し、監査を実施する。

## (2) 工事監査

平成22年度及び23年度執行の工事のうち、工事規模などを勘案して対象を抽出し、施工の状況に応じて中間監査あるいは竣工監査を実施する。

監査の実施にあたっては、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の行程が適法かつ適正に行われているか、という点に留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、専門的能力を活用した技術調査を実施する。

## (3) 行政監査

課題を設定して、区の共通事務の執行や個別事業の執行を対象として実施する。

監査の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政事務が執行され、事務事業の目的は達成されているか、の検証に主眼を置き、事業の執行体制・組織の効率性や、行政需要に的確に応え、住民福祉の向上に寄与しているかなどの観点に留意して実施する。

## (4) 財政援助団体等監査

平成22年度及び23年度に執行された補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的などを勘案して抽出した団体や施設を対象として監査を実施する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定の整備や交付手続きが適正か、財政援助団体等への指導監督などが適切に行われているかについての監査を実施する。

### (ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費使途が適法かつ適正に行われ、事業が補助目的や交付規定に沿って適切に、効果的に執行されているかなどの観点から監査する。

### (イ) 出資団体監査

区が出資や出捐を行っている出資団体については、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているかなどの観点から監査する。

### (ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者に対しては、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているかなどの観点から監査する。

## (5) 決算等審査

平成22年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況を対象に、区長からの付託を受けて審査を実施する。

### (ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正かなどに主眼を置き、審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査を行う。

### (イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正なものになっているかなどに主眼を置き、審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定められた健全化判断比率の算出に誤りがないか、附属資料は適正に作成されているかなどに主眼を置いて審査する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、現金や証書類の保管について確認を行う。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

また、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査を行う。

(8) 随時監査

事務の執行及び業務の管理に誤謬や不正が発生するおそれがある場合、または、新たな検証を要する場合に、事務事業の合规性、正確性、経済性、有効性などの観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民から監査請求があった場合、区長や議会の要求があった場合等の監査は、請求等に的確に対応し、監査を実施する。

3 監査の期間及び各監査の実施計画

監査期間は、出納整理期間を考慮し、決算が確定する平成23年6月から翌年5月までの期間とする。なお、定期監査の一部については4月下旬から着手する。

平成23年度各監査の実施計画は次のとおりである。

監査種別及び対象		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部														
	区民生活部														
	保健福祉部														
	保育園・児童館														
	都市整備部														
	環境清掃部														
	教育委員会事務局														
	小・中学校等														
	行政委員会事務局等														
工事監査															
行政監査															
財政援助団体等監査															
決算・健全化判断比率等審査															
例月出納検査															

随時監査、住民監査請求による監査等は、必要と認めたときに実施する。

例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

## 平成23年度監査に關与した監査委員

区 分	氏 名	在任期間
監査委員	小 林 英 雄	平成23年6月29日から
	茂 木 信	平成20年6月29日から
	大 熊 昌 巳	平成23年6月 1日から
	安 齋 昭	平成23年6月 1日から
前監査委員	四 居 誠	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで
	小 野 清 人	平成22年8月 1日から 平成23年4月30日まで
	齋 藤 常 男	平成22年8月 1日から 平成23年4月30日まで

小野清人前監査委員及び齋藤常男前監査委員は、平成23年5月1日から同月31日までは、監査委員職務執行者として平成23年度監査に關与しました。

平成23年度監査実施結果報告書

平成24年5月

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (3312) 2111 (代)